## 長岡都市計画地区計画の変更



都市計画中之島中央産業団地地区地区計画を次のとおり変更する。

1			産業団地地区地区計画を次のとおり変更す	వం
	名		中之島中央産業団地地区地区計画	
	位	置	長岡市中之島の一部	
	面	積	約 31.6 ha	
区域の整備・開発及び保全の方針	地	区計画の目標	は主要地方道見附中之島線が横断し、国道である。さらに、北側に隣接する中之島工造業が集積しているほか、南側に隣接するが集積し、本市の産業を支える工業団地のな住宅市街地が形成されている。新たに整性や既存工業団地と隣接する地区特性を活の創出の他、周辺の住環境にも配慮した土このため地区計画を策定することにより防止を両立し、健全な市街地を保持すること	工業団地は、精密機械、電子部品などの製 の中之島流通産業団地は、運送業、卸売業 の一つとなっている。また、周辺には良好 を備する産業団地では、この高い交通利便 にかした、新たな企業の受け皿と雇用の場 に地利用が期待されている。 、良好な生産環境の形成と住環境の悪化 にとを目標とする。
	土地利用の方針			、産業団地としての立地環境を保全するた ・事業所等の立地が適正に誘導される健全
	地区施設の整備方針		性及び安全性、並びに市街地環境の向上を	
	建築物等の整備方針		良好な市街地環境を形成するため、建築 低限度、壁面の位置の制限、かき又はさく	物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最の構造の制限を定める。
	位	正 置	長岡市中之島の一部	
	百	積 積	約 29.9 ha	
	地区施設の配置 及び規模		区画道路 幅員 14.0 m 幅員 11.5 m	総延長 約860m 総延長 約750m
		地区の区分	A 地区 (工業地域)	B 地区 (工業地域)
地区整備計画		地区の区分 の面積	約 11.1 ha	約 18.8 ha
		建築物等の 用途の制限	次に掲げる建築物は <u>建築してはならない。</u>	次に掲げる建築物は <u>建築してはならない。</u>
	建築物等に関する事項		1. 住宅 2. 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの 3. 共同住宅、寄宿舎又は下宿 4. 店舗、飲食店その他これらに類するものただし、以下に該当するものは除くのただし、以下に該当するものは除くの・建築基準法施行令第130条の5の3に掲げる建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が150㎡以内のもの 5. 畜舎 6. マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場との場との地に類するもの場との場合の場合の場合の場合であると、場外車券売店で、場外車券売場をではないか又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場 8. 火薬類、石油類、ガス等の危険物の貯蔵・処理の量が多い施設	1. 住宅 2. 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの 3. 共同住宅、寄宿舎又は下宿 4. 店舗、飲食店その他これらに類するものただし、以下に該当するものは除く。・建築基準法施行令第130条の5の3に掲げ合の床面積の合計が150㎡以内のもの 5. 畜舎 6. マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場との場との場との場との場との場合の場合の場合の場合の場合の場合の場合の場合の場合の場合の場合の場合の場合の

## 【縱覧期間】

令和7年11月13日(木曜日)~令和7年11月27日(木曜日)



地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物の敷				
		地面積の最	$1$ , $0$ $0$ $0$ $m^2$			
		低限度				
		壁面の位置の制限	・道路に面する建築物の外壁若しくはこれに代わる柱の面から道路境界線までの 距離は、幅員14.0m以上の道路に対しては3.0m以上とし、その他の道 路に対しては1.0m以上とする。			
		かき又はさくの 構造の制限	道路に面する部分のかき又はさく(門柱及び門扉を除く)の構造は、生垣又はフェンス若しくは鉄柵等で透視可能なものとする。 ただし、道路面からの高さが1.2m 以下のものにあっては、この限りではない。			

「区域は計画図表示のとおり」

## 理由

地区内外の利便性と安全性の向上を図り、健全な市街地環境を構築すること、及び「建築物等の用途の制限」における用途の表記を他地区との整合等により一部改める必要があることから、地区計画を変更する。

## 【縦覧期間】

令和7年11月13日(木曜日)~令和7年11月27日(木曜日)